

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 418

平成19年5月14日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F

P

税務会計

施行から1年で問題点浮き彫り 預金者保護法見直しの気運高まる

預金者保護法(偽造・盗難カード預貯金者保護法)が施行されてから1年が経った。

この間金融機関側は、ATMによる1日の引き出し限度額の引き下げなど様々な対策をとってきたが、法の施行前後の現実的な問題点が浮き彫りになっている。銀行側の被害額が莫大な金額に達しているその影には、犯罪等でお金を失った補償を求めている被害者がいる。

同法は2年をメドに見直しされることになっているが、本人過失の軽重、施行前の補償範囲など早々に法改正の見直し気運が高まりそうだ。同法は預金者の過失の軽重で補償額を定めている。法の施行前の被害には「さかのぼって」補償する範囲の業界の共通基準はない。05年に2年前までなら補償する方針を示した。

しかし訴訟が相次いだことで、各銀行は独自にさらに期限を延ばして和解協議に応じる例が、係争中も含め増えている。訴訟経由とはいえ被害者団体(弁護士)は「一定の理解を得た」として評価している。

同法の補償対象には盗難通帳やインターネット不正引出は含まれていない。既に国会の財政金融委員会で、通帳も入れるべきとしており、改正ではカードと同等の扱いになるものと見られる。被害者団体は中小企業に多い法人名義カード、証券やクレジットカード、「30日以内届出義務」など扱いの拡大緩和策を求めている。またネット取引は新たな課題として改正案に浮上しそうだ。

5千円を超える会議費についても 交際費課税から除外される!?

昨年度の税制改正において、交際費の範囲から「1人あたり5000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)」が除外されたことに関連して、昨年5月に国税庁が公表したQ&Aでは、5000円を超える会議費であっても、その費用が通常要する費用と認められるものであれば交際費に該当しないことが明らかにされている。

さらに3月に公表された通達改正では、会議に関連して通常要する費用として茶菓、弁当その他これらに類する飲食物等が該当することを示している項目の注書きに、「この取扱いは、その1人あたりの費用が5000円を超える場合であっても、適用があることに留意する」と明文化された。

また、会議費用に関連して、旅行や観劇等に招待して併せて新製品の説明などの会議を開催した場合は、その会議が会議としての実体を備えているときは、会議に通常要すると認められる費用は交際費等の金額に含めないこととの取扱いがある。ここでも、1人あたり5000円以下の飲食費が交際費から除外されたことに伴い、注書きが加えられている。

それは「旅行や観劇などに際しての飲食等は、その行事と一体的なものとして取り扱う」というもの。つまり、その行事から飲食費用だけを取り出して5000円以下だといっても認められない。ただし、その行事とは別に単独で行われている場合や、上記の会議に係るものと認められるときは、この限りではない、とされている。

今週のキーワード

預金者保護法

消費者関連法の一つとして2006年2月に施行された。預金者に過失のない偽造・盗難キャッシュカード被害の「原則全額補償」を金融機関に義務付けた法律。被害が発覚してから30日以内に届け出のあったものが対象。これによって預金者の落ち度を金融機関側が証明しない限り、原則、補償が義務付けられた。このため一日当たりの引き出し限度額を引き下げたり、ICカード発行、監視カメラ、生体認証による本人確認等、銀行ATMの防犯機能が強化され現在に至っている。